

契約解除（クーリング・オフ）のチェックポイント

- ① 契約場所は？店舗や営業所以外の場所（自宅、喫茶店、路上）ですか？
通信販売や店舗販売の場合は適用除外です。
- ② 購入した商品、サービスは？（一部適用除外あり）
総額いくらで購入しましたか？
3,000円未満の現金取引はできません。
- ③ 書面を受け取ってから8日以内ですか
（書面を受け取っていないときや不備がある場合⇒クーリング・オフが可）
- ④ 通知は必ず書面で！
特定記録郵便、書留
証拠としてハガキの両面をコピーを取って保管しましょう。（5年間）
- ⑤ クーリング・オフ効果
発信主義・無条件解除・現状回復の義務は事業者に

※クーリング・オフ妨害があったとき

あらためてクーリング・オフについて記載された書面を渡され、かつ「これから8日間はクーリング・オフできる」と口頭で告げられてから、8日間経過するまではできます。

※契約書や通知は5年間保管しましょう！

★クーリング・オフできないとき

契約金額3,000円未満の場合

営業上の契約など（購入者が営業のために契約したときは適用されません）

消費したらクーリング・オフできないと指定されている商品を消費した場合

くらしの豆知識より一部引用